

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 15 日

都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可 水道事業者
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の
所有の有無の確認及び早期処理について（周知）

日頃より、水道行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）においては、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定していますが、既に、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等については、平成 30 年 3 月 31 日に処分期間が終了し、計画的処理完了期限である平成 31 年 3 月末日までに処理が完了したところであり、他の事業地域においても順次処分期間が到来することとなり、残された時間は限られています。

特に、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の電気工作物ではない X 線発生装置や溶接機等の非自家用電気工作物の中に組み込まれているコンデンサーについては、北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等の処分期間後にも多く発覚したほか、PCB 含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっており、これらについても、所有事業者及び保管事業者は、PCB 特別措置法により処分期間内に廃棄した上で自ら処理又は JESCO に処分委託することが義務付けられています。

こうした非自家用電気工作物のうち、X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤における高濃度 PCB を含むコンデンサー及び絶縁油（以下「高濃度 PCB 含有コンデンサー等」という。）の使用有無については、各機器のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期から判別可能です。

つきましては、高濃度 PCB 処分期間が終了している中国・四国・九州・沖縄地方『以外』に所在する施設等を有する水道事業者、又は、水道用水供給事業者におかれましては、下記のとおり、自らが所有する建物等において使用中又は保管中の X 線発生装置、溶接機及び

昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用したものであるかの確認していただくとともに、該当する機器を所有している場合は、確実かつ早期に処分委託手続き等を進めていただくようお願いします。

加えて、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、中国・四国・九州・沖縄地方『以外』に所在する施設等を有する貴管下都道府県認可水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、同様のご周知等をよろしくお願いします。

記

<高濃度 PCB 含有コンデンサー等が使用された機器の確認>

1. 製造時期の確認

国内の PCB の生産は昭和 47 年（1972 年）に中止され、高濃度 PCB を含むコンデンサー等の電気機器の製造も中止されましたが、それ以前に出荷された高濃度 PCB を含むコンデンサー等を高電圧発生装置として組み込んだものが昭和 50 年代前半頃まで製造・販売されていたことが確認されています。

そのため、まず、使用中又は保管中の X 線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤が昭和 55 年（1980 年）までに製造・販売されたものであるかを確認してください。なお、昭和 55 年以降に機器のメンテナンス等により高電圧発生装置の交換を行っている場合、高濃度 PCB は含まれておりません。ただし、交換を行った際、コンデンサー等を含む高電圧発生装置部分を切り離して保管されている場合もあるため、そのようなものの有無についても確実に確認するようにしてください。

2. 機器の判別方法

1. で該当する機器を使用・保管している場合、当該機器における高濃度 PCB 含有コンデンサー等の使用有無について、機器の種類ごとに以下の要領で確認してください。

- 医療用 X 線発生装置：

高濃度 PCB 含有コンデンサーの使用有無について、一般社団法人日本画像医療システム工業会のホームページ (<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>) に掲載された各社（5 社）問い合わせ先に連絡して確認してください。5 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 工業用 X 線検査装置：

一般社団法人日本検査機器工業会に加盟する 4 社により製造された機器のうち、高電圧トランスに PCB 含有絶縁油が使用された可能性のあるものの機器名、型式名及び製造時期は別添 1 のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。4 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 溶接機：

一般社団法人日本溶接協会に加盟する 5 社により製造された機器のうち高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用したものの機器名、型式名及び製造時期は別添 2 のとおりであり、これらに該当するものを使用・保管しているかを確認してください。また、別添 2 に記載の 8 社については、高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用した機器はありません。なお、これら 13 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

- 昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤：

昇降機（エレベーター、エスカレーター）の制御盤に高濃度 PCB 含有コンデンサーが使用されているかは、建物の昇降機保守会社にお問い合わせください。

3. 高濃度 PCB 含有コンデンサー等を使用した機器を所有している場合は、処分期間内に使用を中止し、PCB 特別措置法に基づく届出をして、早期に JESCO へ処分委託を行ってください。

<参考：微量 PCB に汚染されたコンデンサーが使用された機器の確認>

- 平成 3 年（1991 年）以前に製造された上記の機器には、微量の PCB を含むコンデンサーが使用されている可能性があります。特に、分析用 X 線検査装置について、一般社団法人日本分析機器工業会のホームページに掲載された各社（2 社）の製品については同ホームページ（<https://www.jaima.or.jp/jp/about/activities/pcb/>）に掲載された問合せ先に連絡して確認してください。2 社以外のメーカーの機器を保有している場合は、直接メーカーにお問い合わせください。また、溶接機についても、別添 2 のとおり、微量 PCB が含まれるコンデンサーが使用された可能性のある時期が把握されていますので参照の上、確認をお願いします。その上で、該当する機器の廃棄時には、コンデンサーに封入された絶縁油を採取して PCB 濃度の測定を行うようにしてください。
- 微量 PCB 含有コンデンサーは低濃度 PCB 廃棄物として、PCB 特別措置法により処分期間が令和 8 年度末までと定められており、処分期間内に確実に自ら処分し、又は処分委託を行う必要があります。低濃度 PCB 廃棄物の処理は JESCO ではなく、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者と都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者により行われていますので、これらの事業者へ処分委託を行ってください。なお、事業者選定に際しては、下記参照先の「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧」を御確認ください。

<添付資料>

別添 1：高濃度 PCB 含有絶縁油を使用した可能性のある工業用 X 線検査装置のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

別添 2：高濃度 PCB 含有コンデンサーを使用した溶接機のメーカー名、機器名、型式名及び製造時期

<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

- 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
参照先のパンフレット 12 ページに記載

- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先

JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935

- 各機器に関する問合わせ先

- ・ 一般社団法人日本画像医療システム工業会 (JIRA)

<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>

TEL : 03-3816-3450

- ・ 一般社団法人日本検査機器工業会 (JIMA)

<https://jima.jp/>

TEL : 03-3288-5080

- ・ 一般社団法人日本分析機器工業会 (JAIMA)

<https://www.jaima.or.jp/>

TEL : 03-3292-0642

- ・ 一般社団法人日本溶接協会 (JWES)

<http://www.jwes.or.jp/>

TEL : 03-5823-6324

- PCB 処理の詳細に関する問合わせ先

環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室

担当：水嶋

TEL : 03-6457-9096